コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　KANEMITSU CORPORATION

最終更新日：2015年6月26日
株式会社カネミツ
代表取締役社長　金光俊明
問合せ先：取締役執行役員　金光秀治　TEL：078-911-6646
証券コード：7208
http://kanemitsu.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、「カネミツは技術を尊び技術でOnly－Oneを目指す カネミツはOnly－One技術で安全と環境に貢献する」の経営理念に基づき、広く社会にとって有用な存在であり続けたいと考えております。そして、この経営理念の実践を通じ持続的に企業価値を高め、株主を含むすべてのステークホルダーとの信頼関係を築くことが重要と考えております。
こうした考えのもと経営の効率性の向上、健全性の維持、透明性の確保に努め、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる体制を構築するとともに、経営の監督機能の強化や情報の適時開示に取組み、コーポレートガバナンスの充実化を図ってまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
カネミツ従業員持株会	610,760	11.93
大阪中小企業投資育成株式会社	348,640	6.81
金光 俊明	331,057	6.47
金光 之夫	294,340	5.75
金光 正弘	204,000	3.98
バンドー化学株式会社	141,220	2.76
金光 秀治	141,000	2.75
明治安田生命保険相互会社	136,340	2.66
日本生命保険相互会社	136,340	2.66
JFE商事株式会社	119,200	2.33

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第二部
決算期	3 月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
竹治　康公	学者							△				
林　隆一	他の会社の出身者									△		

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
竹治　康公	○	株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じる恐れが無い独立役員であります。	竹治康公氏は当社主要取引銀行の株式会社三菱東京UFJ銀行（旧　株式会社三菱銀行）に勤務されたことはありますが、同行を退職後相当期間経過しており、出身会社の意向に影響される立場にはありません。当社は同行以外の複数の金融機関と取引を行っており、同行のみへの借入金の依存はなく、同行が当社の意思決定に重要な影響を与えるとの認識はございません。また、竹治康公氏は現在同行を退職され、神戸学院大学経済学部教授として勤務されており、当社といたしまして大学教授としての専門的な高い知識・豊富な経験等を当社の経営に活かしていただけるものとし、また、一般株主と利益相反が生じるおそれがな

			いと判断し独立役員として指定いたします。
林　隆一	○	株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じる恐れが無い独立役員であります。	林隆一氏は、野村證券株式会社の研究員として培われた自動車業界等およびIR・企業分析等に関する豊富な知識と高い見識を有しており、当社の経営に対して適確な助言をいただけるものとし、また、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し独立役員として指定いたします。同社との取引は定型的なものであり、同氏は平成25年3月に退職しており、当社の意思決定に重大な影響を与えるとの認識はございません。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人とは積極的な情報交換を行い、監査の有効性、効率性を高めております。又、決算監査の都度、監査役と会計監査人は、工場での在庫等の実地棚卸立会い及び現金、手形等の重要資産のチェックを行い、確認をしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
阪東　浩二	他の会社の出身者									△				
上原　健嗣	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

阪東　浩二	○	株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じる恐れが無い独立役員であります。	阪東浩二氏は、バンドー化学株式会社（旧阪東調帯ゴム株式会社）に昭和40年4月から平成21年6月まで（昭和62年5月から平成11年6月まではビー・エル・オートテック株式会社に出向）在籍、平成17年6月から平成21年6月までの4年間監査役を務められ、監査役として培われた幅広い知識・経験等を当社の監査体制に反映していただけるものとし、また、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し独立役員として指定いたします。なお、同社との間に販売取引もありますが、取引は定型的なものであるうえ、同氏は平成21年6月に退任しており、当社の意思決定に重大な影響を与えるとの認識はございません。
上原　健嗣	○	株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じる恐れが無い独立役員であります。	上原健嗣氏は会社経営に関与したことはありませんが元裁判官、弁護士としての専門的な知識・経験等を当社の経営に引き続き活かしていただけるものとし、また、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたします。 当社は同氏の配偶者と顧問契約を締結しており、その顧問弁護士契約報酬額につきましては少額であり、当社の意思決定に重大な影響を与えるとの認識はございません。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

経営基盤の強化に取り組んでおり、業績向上に伴い報酬等の改善を進めております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

平成27年3月期の取締役支給総額は54百万円（うち社外取締役5百万円）であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬は、会社の業績、職務執行状況、責任、勤続年数等を勘案し、報酬限度額の範囲内で決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役（社外監査役）のサポート体制につきましては、年間の取締役会開催日程、個々の取締役会の開催案内及び資料を事前に事務局から電子メールを媒体として伝達しております。また経営に重大な影響を及ぼす事項や社内の各種情報については、各案件毎の責任者から電子メール等にて伝達する体制をとっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

経営上の重要事項決定機関である取締役会は取締役6名（うち2名は社外取締役）で構成され、法令及び定款に定められた事項並びに業務執行に関する重要な事項を報告・審議・決議いたします。取締役会は原則として毎月１回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。また、経営の意思決定の迅速化を図るため、重要事項については事前に経営会議を開催しております。

また、当社は取締役会の意思決定機能、監督機能を高めるとともに、機動的且つ効率的な業務運営を行うため執行役員制度を導入しております。

監査役会は、3名の監査役（うち2名は社外監査役）で組織しています。年間の監査計画に基づく業務監査及び会計監査の実施や取締役会、営業開発会議など重要な会議への出席等を通じて、適宜、意見の表明、具申を行っております。また、必要に応じて会計監査人の監査に立ち会っております。

内部監査につきましては社長直轄の独立組織である内部監査室が実施しており内部監査室長１名、室員２名の計３名で構成されております。当社グループの経営活動全般における各部門の業務執行が法令並びに社内規程等に基づいて適切に運用されているか、経営の効率性やコンプライアンス状況等の監査を実施し、監査結果を社長及び被監査部門に報告し、是正を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会制度を採用し、会社の機関として、会社法に規定する株主総会、取締役会及び監査役会を設置しております。社内機関として経営会議を設置しております。
コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視機能が重要と考えており、社外監査役2名による監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っているため、現状の体制としております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送を実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け会社説明会を随時実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、会社説明会開催情報、子会社設立情報、配当に関する情報 等 を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部にIR担当者を数名配置しております。	
その他	テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等での企業紹介、工場見学受入れ 等 を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営理念に基づき、広く社会にとって有用な存在であり続けるための取組みを「企業行動憲 章」に掲げております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSR委員会を設置し、法令遵守、リスク防止等の活動を推進しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	株主をはじめとした社会への企業情報の積極的かつ公正な開示を「企業行動憲章」に掲げ ております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1．取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

（1）コンプライアンス体制に係る規程を制定し、役員および全社員が法令・定款および当社の社是を遵守した行動をとるため、「カネミツグループ役員および社員行動規範」を定める。また、その徹底を図るため、CSR委員会を設け、全社のコンプライアンスの取組を横断的に行うこととし、同委員会を中心に役員および社員教育を行う。また、環境方針の徹底を図るため「環境部会」の設置をして推進する。

（2）内部監査室は、CSR委員会と連携のうえ、コンプライアンスの状況およびリスク管理状況を監査する。これらの活動は定期的に取締役会および監査役会に報告するものとする。

（3）法令上疑義のある行為等について役員および社員が直接情報提供を行う手段として社内通報規程を制定し運用する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

（1）取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理について全社的な統括責任者を経営企画部長とし、文書管理規程等の社内規程および関連標準に基づき、適切に保存管理する。

（2）取締役および監査役は文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（1）取締役会が定める「リスクマネジメント規程」により、リスクを適切に管理する。

（2）取締役会の下に全社的リスクマネジメント推進に関わる課題・対策を協議承認する組織としてCSR委員会が活動しており、必要に応じて個別の規程を制定する。
また、CSR委員会は、当社ならびに子会社等において発生したリスクおよび対応状況の報告を受け対応を検討する。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（1）取締役の職務の執行の効率化を図るため、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて随時臨時に開催するものとし、重要事項については経営会議において論議を行う。

（2）執行役員制度導入により、取締役の執行機能を補佐強化し、経営の意思決定の迅速化と業務執行の効率化を図る。

（3）取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務権限規程において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続について定め、運用する。

（4）将来の事業環境、展開を踏まえ、中期経営計画および各事業年度経営方針、計画を策定し、各本部・各部門は、その目標達成に向けて具体的施策を立案、実行する。

5．会社および子会社から成る企業集団における業務の適性を確保するための体制

（1）当社およびグループ各社における内部統制の構築を推進し、当社にグループ全体の内部統制に関する担当部署を設けると共に、当社およびグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。

（2）当社は、財務計算に関する書類の適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の構築、評価および報告に関して財務報告統制委員会の適切な運営を図り、財務報告の信頼性と適正性を確保する体制を整備し運用する。

（3）当社取締役、各部門長およびグループ各社の社長は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。

（4）当社の監査役および内部監査室は、当社およびグループ各社の内部監査を実施し、カネミツグループの業務の適性を確保するため改善策の指導、支援助言等を行う。また、必要に応じて取締役会に報告する。

6．監査役がその職務を補佐すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

（1）監査役から求められた場合は、監査役と協議のうえ当社社員を監査役を補助すべき使用人として配置する。配置された社員に関する人事異動、組織変更等は、化案さ役の意見を聞くものとする。配属された社員に関する人事異動、組織変更等は、監査役会の意見を聞くものとする。また当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事する。

7．当社および当社子会社の取締役および使用人等が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

（1）当社および子会社の取締役または使用人等は、監査役会に対して、法定事項に加え、当社およびグループ各社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、社内通報規程に基づく通報状況およびその内容を確認次第、速やかに報告するものとし、報告したことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを行なわないものとする。

（2）代表取締役及び取締役、使用人は取締役会等の重要な会議において、随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。

8．監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
（1）監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の担当職務の執行について生ずる費用または債務の処理については、「監査役会規程」に定め、監査役の請求等に従い速やかに処理を行う。

9．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（1）監査役会は、代表取締役、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を実施する。また監査役会は必要ある場合は各業務執行取締役および重要な使用人からヒヤリングするとともに経営会議その他重要な会議への出席、稟議規程に基づく決裁書の確認を実施する。

（2）監査の実施にあたり必要と認める時は自らの判断で顧問弁護士、公認会計士、弁理士、その他のアドバイザーを活用する。

8．反社会的排除に向けた体制

（1）当社は、反社会的勢力排除に向け、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力・団体と断固として対決するものとし、一切の関係を遮断する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および整備状況は以下のとおりです。

1．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、「企業行動憲章」および「カネミツグループ役員および従業員行動規範」に基づき、反社会的勢力には毅然として対応し、利益供与は一切行なわないことを明記するなど周知徹底しております。

2．反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社では反社会的勢力への対応を統括する部署（総務部）を設け、不当要求防止責任者を設置しております。
また、兵庫県企業防衛対策協議会、定期的な講習会・講演会への参加や、近隣企業との情報交換による反社会的勢力の動向に関する情報収集に基づき、反社会的勢力による被害防止の対策、役職員教育を行なっております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

（1）適時開示に係る基本方針
　当社は企業行動憲章に、株主はもとより広く社会とのコミュニケーションを行うため、企業情報を積極的且つ公正に開示する旨、規定しております。

（2）適時開示に係る社内体制
　当社では経営企画部が重要な会議体等を通じて社内各部署からの情報収集に努めております。経営企画部は収集した情報をもとに、開示を要する事案について、総務部、財務部、海外事業統括室と連係し、開示文書の作成等、情報開示の為に必要な事務やとりまとめを行います。決算情報につきましては、財務部が開示案のとりまとめを行います。重要な事項につきましては取締役会の決議を経て開示を行っております。情報開示につきましては、TDnetを通じて行い、必要に応じて記者クラブへの資料配布および当社ホームページへ掲載することにいたしております。

